

平成23年度 EMS・ドライブレコーダー機器等導入促進助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がエコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）及び事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）の普及を図るため、EMS・ドライブレコーダー機器（以下「機器」という。）を新たに導入した場合、費用の一部を助成することとし、経営安定の一助に資することを目的とする。

(定義)

第2条
(1) 車両は、会員の保有する奈良県内登録のディーゼル車両であり、かつ装着後3年以上使用可能なものとする。
(2) 助成の対象となる機器は社団法人全日本トラック協会が認めたものとする。
(3) 助成対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要領に定める助成事業は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までとする。

(助成金額等)

第4条
(1) EMS、ドライブレコーダー機器1台当たりの助成金額は10,000円とし、1社当たりの助成台数は上限を10台とする。
(2) スマートフォンのドライブレコーダーの機能を有するアプリケーション1台につき3千円とし、1社当たりの助成台数は上限を10台とする。

(助成金交付申請)

第5条 申請には、別紙申請書記載の通り装着納品及び支払証拠書類のほか協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の交付限度)

第7条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(導入方法)

第8条 買取り、リースいずれについても助成対象とするが、割賦は助成対象としない。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要領は、平成19年8月14日より実施する。

助 成 額

	奈ト協 助成額	全ト協 助成額	合 計
EMS・ドライブレコーダー 機器 1台あたり	10,000円	10,000円	20,000円
スマートフォンアプリケーション (ドライブレコーダー機能有)	3,000円	3,000円	6,000円
予 算 額	1,000,000円		